

基安安発 0220 第 1 号
平成 29 年 2 月 20 日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部安全課長

建設業における職長等及び安全衛生責任者の
能力向上教育に準じた教育の周知等について

建設業における職長等及び安全衛生責任者の能力向上教育に準じた教育については、平成 29 年 2 月 20 日付け基発 0220 第 3 号「建設業における職長等及び安全衛生責任者の能力向上教育に準じた教育について」(以下「通達」という。)により通達されたところであるが、その周知の方法等については、下記によることとするので、遺漏なきを期されたい。

記

- 1 管内において、建設業における職長等及び安全衛生責任者を対象とする能力向上のための教育を既に実施している、又は今後実施することを把握している安全衛生団体、建設業関係団体その他周知が必要と考えられる団体に対し、通達を文書により送付する等により周知を図ること。
- 2 建設業における職長等及び安全衛生責任者を対象とする能力向上のための教育を実施している安全衛生団体については、今後、1 年以内をめどに通達に基づく教育に移行するよう求めること。
- 3 通達発出以前又はその日から 1 年以内に、通達の別添 1 及び別添 2 に定めるカリキュラムに基づかない建設業における職長等及び安全衛生責任者を対象とする能力向上のための教育を修了した者については、当該教育を終了した日から起算して概ね 5 年ごとに通達に基づく教育を受けさせるものとする。
- 4 通達発出以前に、通達の別添 1 又は別添 2 と同等以上の教育を修了した者は、通達に基づく教育を修了したものとみなすこと。